

令和3年度

父母と先生の会総会議案

この議案書をお読みになって、議決権行使書の承認・不承認のどちらかに○を付け4月16日（金）までに行使書を担任に提出ください。尚、各委員会の活動内容などについては、一昨年度の物を参考として載せてあります。

議案書内容

報告事項

- (1) 令和2年度PTA活動報告（参考）
- (2) 令和2年度一般会計決算報告、特別会計決算報告
- (3) 令和2年度一般会計及び特別会計監査報告

協議事項

- (1) 「父母と先生の会」会則について
- (2) 令和3年度PTA活動方針(案)
- (3) 令和3年度一般会計予算(案)
- (4) 特別会計の使途について
- (5) 札幌市PTA共済会制度について
- (6) 日本スポーツ振興センター災害給付制度及び加入について
- (7) 令和3年度の役員選出



札幌市立平岡南小学校父母と先生の会

P T A事務局・令和元年度の主な活動内容

★主な活動

- 総会・全体委員会・運営委員会(年4回)の準備と運営
- 事務局便りの発行
- 清田区P T A連合会(区P連)の諸会議への出席
- 各専門委員会の活動の補助
- 運動会席取り抽選会の実施
- 防犯プレート・腕章の配付と管理
- ベルマーク集計
- そよ風ネームプレートの配付と管理
- セーフティ・ネット活動の実施
- 携帯電話(パソコン)のメール配信システム「平岡南メール」の実施(1月まで)

☆その他

- 会長・副会長 総会・運営委員会などでの挨拶や司会、区P連関係会議への出席など
- 書記 お便り作成・印刷配付(運営委員会案内・事務局便りほか)
総会・運営委員会などでの議事の記録など
- 会計 運営委員会などでの会計に関する説明や報告、旅費や活動費の支払い
P T A室の事務用品の発注やコーヒー類の買い出しなど

月 日	活 動	内 容 ・ 備 考
4 / 8 (金)	第31回入学式 P T A入会式	会長より祝辞 P T Aより記念品贈呈 入学式終了後、会長よりP T Aについて説明
4 / 19 (金)	P T A総会	P T A総会 新旧役員引継ぎ
5 / 8 (水)	区P連総会	プレミアホテルTSUBAKI
5 / 10 (金)	PTA全体委員会	体育館にて説明
5 / 25 (木)	第1回運営委員会	打ち合わせと準備・開催(お菓子の準備15:00)
5 / 29 (月)	運動会席取り抽選会	10:00より公開抽選
6 / 3 (土)	第29回運動会	来賓席にてお手伝い
6 / 8 (木)	第1回学級代表委員会	学級代表委員の活動について
7 / 3 (月)	第1回ベルマーク集計	集計担当2年・5年・6年・ひかり学級保護者
7 / 4 (火)	第2回ベルマーク集計	集計担当1年・3年・4年保護者
7 / 5 (水)	スクールゾーン実行委員会①	15:00 そよ風ホール
7 / 20 (木)	第2回運営委員会	打ち合わせと準備・開催
9 / 6 (水)	第2回学級代表委員会	そよ風フェスティバルについて
11 / 8 (水)	第3回運営委員会	打ち合わせと準備・開催
11 / 8 (水)	セーフティ・ネット会議	四校合同セーフティ・ネットの目的と活動の確認
11 / 27 (月)	小学校P T A役員交流会	当番校として企画・準備・開催
11 / 28 (火)	第3回ベルマーク集計	集計担当 全学年保護者
11 / 30 (木)	スクールゾーン実行委員会②	15:00 そよ風ホール
12 / 14 (木)	第3回学級代表委員会	今年度の活動の反省
2 / 7 (水)	P T A活動検討会	今年度の活動の反省、次年度の予算案・活動計画について
2 / 21 (水)	第4回運営委員会	打ち合わせと準備・開催(お菓子の準備)
3 / 20 (火)	第29回卒業式	会長より祝辞 P T Aより記念品贈呈

<参考資料>

学級代表・令和元年度の主な活動内容

★主な活動

- 運営委員会（年4回→5/22、6/25、10/30、2/19）・学級代表委員会（年2回→5/14、12/3）に出席
 - ◇ 学級と運営委員会とのパイプ役として、決定事項の報告や学級の意見をとりまとめる
- 学年活動の企画・運営
 - ◇ 学年レクリエーション……ゲーム・綱引きなどの内容を決めて、会場確保・進行をする
 - ・会場設営・当日準備・後片付けなどは主に学級活動委員で行います
 - ◇ 茶話会……学級・学年の親睦を深めるために開催（実施回数は決まっています）
 - ・利用可能な場所として、そよ風ホール・しらかばホール・PTA室など
 - ・当日のお手伝いは、主に学級活動委員で行います
 - ◇ 懇親会……学級・学年で開催（参観日後）
 - ・各委員会からの連絡事項がある場合は、担任と相談して説明の場を設ける
 - ・12月に次年度の委員候補者を決める

<参考資料>

月	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	ひかり
4							
5	運営委員会 代表委員会	運営委員会 代表委員会	運営委員会 代表委員会	運営委員会 代表委員会	運営委員会 代表委員会	運営委員会 代表委員会	運営委員会 代表委員会
6	運営委員会 学年レク 茶話会	運営委員会	運営委員会	運営委員会 学年レク	運営委員会	運営委員会 茶話会	運営委員会 茶話会
7					学年レク 茶話会		
8							
9		茶話会		茶話会		学年レク	
10	運営委員会	運営委員会	運営委員会 学年レク 茶話会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会
11		学年レク					
12	代表委員会	代表委員会	代表委員会	代表委員会	代表委員会	代表委員会	代表委員会
1							
2	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会
3	クラス茶話会			学年行事		卒業を祝う会	

研修委員会・令和元年度の主な活動内容

★主な活動

- 講習会の企画開催……それに伴う案内のおたより配布、講師との打ち合わせ他
 - ◇ 7月 2日…「給食試食会」
 - ◇ 9月 9日…「レモンのちからを知るセミナー」
 - ◇ 11月25日…「アロマの香りでかんたん石けん作り」

☆その他

- 委員長・副委員長……運営委員会への出席
清田区PTA連合会(区P連)研修委員会への出席

月 日	活 動	内 容 ・ 備 考
5/10 (金)	PTA全体委員会 専門委員会	PTA活動についての説明 昨年度の活動紹介 委員長・副委員長・選考委員の選出
5/16 (木)	第1回研修委員会	自己紹介・年間計画・各イベントの担当分け
7/ 2 (火)	給食試食会	案内文配布 打ち合わせ 当日45名参加 報告書作成
9/ 9 (月)	レモンのちからを知るセミナー	案内文配布 打ち合わせ 当日19名参加 報告書作成 株式会社アートピア emina(エミナ)編集部
11/25 (月)	アロマの香りでかんたん石けん作り	10/15(火)案内文配布 打ち合わせ 当日14名参加 報告書作成 札幌生涯学習インストラクター 佐藤美幸講師
12/16 (月)	2019年度 研修会の報告	今年度行った研修会3回のアンケート結果の 集計・報告書を作成、配布。
	区P連 研修委員会	委員長参加 6/ 3(月) 活動方針・年間計画・交流 11/27(水) グループディスカッション 決算・活動報告・次年度方針 他

<参考資料>

広報委員会・令和元年度の主な活動内容

★主な活動

- 広報紙「みなみかぜ」の発行

☆その他

- 委員長・副委員長……運営委員会・総会の出席
清田区PTA連合会（区P連）広報委員会への出席

月 日	活 動	内 容 ・ 備 考
5/10（金）	PTA 全体委員会 専門委員会	PTA 活動についての説明 委員長・副委員長・選考委員の選出
5/16（木）	第1回委員会	自己紹介 グループ分け（グループの代表決め） 記事決め 連絡先交換 印刷業者（小南印刷）の決定
6/5（水）	印刷業者との打ち合 わせ	初回打ち合わせ
6/12（水）	区P連第1回広報委 員会	広報紙づくりについて 2名参加
7月～8月	原稿作成作業	各グループ毎作業（原稿作りを夏休み明けまでに依頼）
9/26（水）	第2回委員会	各グループ代表で打ち合わせ（各ページの進行状況確認）
10月上旬	原稿を先生方に提出	
10/3（木）	区P連第2回広報委 員会	広報紙作成についての情報交換 進捗状況発表 2名参加
10月～1 1月	入稿、校正	各グループ毎校正
11/19（火）	印刷業者との打ち合 わせ	先生方の最終チェック完了 印刷依頼
12/9（月）	広報紙納品	広報誌まつりへの出展手続き 広報紙「みなみかぜ」配布準備
12/20（金）	広報紙発行	
1/21（火）	第3回委員会	1年間の反省会
2/13（木）	区P連第3回広報委 員会	1年間の活動の反省 1名参加

<参考資料>

環境委員会令和元年度の主な活動内容

★主な活動

- 登校指導（各学期の始業日より5日間）＊
- 花壇整備（苗植え、撤去）
- 平岡地区合同パトロール＊
- 資源回収（毎月第4火曜日実施）のプリント印刷・配付
- 学校プール開放の監視＊

☆その他

- 委員長・副委員長……運営委員会・総会の出席
清田区PTA連合会（区P連）環境委員会への出席
- 環境委員会系の作業手配
- 環境委員会係……＊印の登校指導・平岡地区合同パトロール・プール開放

月 日	活 動	内 容 ・ 備 考
5/10（金）	PTA全体委員会 専門委員会	PTAの活動についての説明 昨年度の活動紹介 委員長・副委員長・書記及び選考委員の 選出 グループ分け
5/17（金）	第1回環境委員会	今後の打ち合わせ及び各班班長決め
5月から	資源回収用紙印刷・配付	2ヶ月ごとの作業
6/19（水）	学校花壇の苗植え	玄関前花壇整備6月～10月まで苗植えを含め、月数回 草むしり、水やりの実施
6/18（火）	区P連第1回環境委員会	年間活動計画・情報交換
7/1（月）	スクールゾーン実行委員会	地域と学校と連携して子どもを事故から守っていくための 話し合い（平岡南小）
7/13（土）～8/1 8（日）	学校プール開放監視＊	全6回全て日程通り開放
7/26（金）・7/31 （水）・8/6（火）	平岡地区合同パトロール＊	計3回実施 地域の商業施設や公園を巡回
8/20（火）～8/2 4（金）	登校指導＊	登校時（7：50～8：10）
9/7（土）～9/16 （月）	区P連「交通安全・防犯・ エコポスター展」	清田区役所 4階スカイウォークにて開催 9/6ポスター展示
10/26（木）	花壇撤去	
11/29（水）	区P連第2回環境委員会	活動報告・反省・情報交換
12/10（火）	スクールゾーン実行委員会	冬道の危険防止・各町内会の排雪状況について（平岡南小）
1/20（月）～1/24 （金）	登校指導＊	登校時（7：50～8：10）
2月	環境委員会反省会	1年間の反省
4/6（月）～4/10 （金）	登校指導＊	登校時（7：50～8：10）

<参考資料>

企画委員会・令和元年度の主な活動内容

★主な活動

- そよ風フェスティバル

9月21日（土）10：50～12：20

☆その他

- 委員長・副委員長 ……運営委員会・総会の出席
学級代表・事務局へ催物についての説明と報告（運営委員会にて）
- 企画委員 ……そよ風フェスティバルの企画・運営
- そよ風フェスティバル係 ……そよ風フェスティバル前日・当日のお手伝い

月 日	活 動	内 容 ・ 備 考
5/10（金）	P T A全体委員会 専門委員会	P T Aの活動についての説明 昨年度の活動紹介 委員長・副委員長・書記及び選考委員の選出
5/17（金）	第1回委員会	年間計画立案 そよ風フェスティバルのブース決め、企画
6/14（金）	第2回委員会 三役会	ブース内容の確認、物品借用の有無確認、購入について
8/20（木）	第3回委員会	ブース企画内容の最終確認、前日当日の流れ説明
9/20（金）	フェスティバル 前日	会場設営、準備
9/21（土）	フェスティバル 当日	会場運営、後片づけ
10/18（金）	第4回委員会	お疲れ様会及び反省会

令和2年度PTA会費一般会計決算報告

1. 収入の部

目	節	2年度予算額	2年度決算額	増減	備 考
繰越金	繰 越 金	0	0	0	(余剰分は特別会計へ)
会費収入	会 費 収 入	1,116,000	1,114,200	-1,800	2,400×家庭数465
	教 職 員	74,400	74,400	0	2,400×職員数31
雑収入	雑 収 入	400,000	400,005	5	特別会計より400,000円借り入れ、利息
合 計		1,590,400	1,588,605	-1,795	

2. 支出の部

項 目	節	2年度予算額	2年度決算額	残額	備 考
運 費	1 総 会 費	8,000	7,911	89	新旧引継ぎ
	2 全体会議費	15,000	9,821	5,179	諸会議費 監査関係
	3 運営委員会費	30,000	14,736	15,264	会議運営費 感謝状など
	4 専門委員会費	75,000	0	75,000	15,000×5委員会 茶菓子代
	5 選考委員会費	5,000	9,000	-4,000	選考委員会
	小 計	133,000	41,468	91,532	
営 費	6 消 耗 品 費	40,000	57,343	-17,343	ファイル等の事務用品他
	7 印 刷 費	90,000	13,458	76,542	印刷マスター、インク、用紙費
	8 渉外接待費	80,000	0	80,000	区P会長部会・副会長部会参加費
	9 通 信 費	5,000	25,831	-20,831	ベルマーク送料、メール関係
	10 広報印刷費	150,000	0	150,000	広報紙印刷代
	11 借 損 費	10,000	0	10,000	修理費他
	12 備 品 費	30,000	125,445	-95,445	ネームホルダー・台紙
	小 計	405,000	222,077	182,923	
合 計		538,000	263,545	274,455	
活 動 費	13 事務局費	10,000	0	10,000	備品、役員会、合同会議
	14 研 修 費	40,000	0	40,000	道P(日P)研修費と旅費等
	15 旅 費	50,000	0	50,000	交通費、パトロール
	16 研修活動費	25,000	0	25,000	講演会、講習会、会議費
	17 環境活動費	35,000	0	35,000	花壇整備、会議費
	18 広報活動費	3,000	0	3,000	用紙費、会議費
	19 企画活動費	25,000	0	25,000	そよ風フェス関係費、会議費
	20 学級活動費	53,000	0	53,000	3,000×17 2,000×1
	21 同好会補助費	5,000	0	5,000	サークル補助
	合 計	246,000	0	246,000	
慶 弔	22 奨 励 費	150,000	142,810	7,190	ノート、証書入れ、胸花
	23 慶 弔 費	25,000	0	25,000	香典他
合 計		175,000	142,810	32,190	
そ の 他	24 分 担 費	143,840	143,260	580	区P連負担金 290×494
	25 予 備 費	87,560	638,990	-551,430	パソコンなどの購入 特別会計へ移動
	26 雑 費	400,000	400,000	0	特別会計(周年事業の貯蓄)への戻し分
合 計		631,400	1,182,250	-550,850	
総 計		1,590,400	1,588,605	1,795	

令和2年度PTA一般会計決算報告

決算	収入総額	-	支出総額	=	残高
	1,588,605		645,222		943,383 (通帳残高)

以上監査の結果、適正に執行されていることを報告します。

令和3年4月6日

令和2年度PTA特別会計決算報告

収入の部

項目		金額(円)
資源回収3月分	3月27日	12,838
資源回収4月分	5月8日	9,187
資源回収5月分	6月9日	8,472
資源回収6月分	7月10日	7,905
資源回収7月分	8月7日	9,506
資源回収8月分	9月10日	5,794
資源回収9月分	10月9日	7,748
資源回収10月分	11月10日	9,155
資源回収11月分	12月11日	6,577
資源回収12月分	1月12日	7,248
資源回収1月分	1月28日	7,908
資源回収2月分	3月10日	7,146
資源回収奨励金		87,700
利息		
収入合計		187,184

支出の部

÷3

(円)

62,394

項目	金額(円)
①周年事業の貯蓄	62,394
②学校図書費	62,395
③教育設備費	62,395
支出合計	187,184
購入分(②+③)	124,790

購入分の詳細		金額(円)
②	学校図書各種	62,395
	学校図書計	62,395
③	学級用ボックスティッシュ	11,200
	教育設備費計	51,195
	教育設備費計	62,395
総計		124,790

決算	7収入の合計	-	1購入の支出	-	う周年事業への貯蓄	=	残高
	¥187,184		¥124,790		¥62,394		¥0

貯蓄の部											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度までの貯蓄高</td><td>1,763,063</td></tr> <tr> <td>一般会計より</td><td>543,383</td></tr> <tr> <td>廃品回収など</td><td>62,394</td></tr> <tr> <td>合計貯蓄高</td><td>2,368,840</td></tr> </tbody> </table>	項目	金額(円)	前年度までの貯蓄高	1,763,063	一般会計より	543,383	廃品回収など	62,394	合計貯蓄高	2,368,840	
項目	金額(円)										
前年度までの貯蓄高	1,763,063										
一般会計より	543,383										
廃品回収など	62,394										
合計貯蓄高	2,368,840										

以上監査の結果、適正に執行されていることを報告します。

令和3年4月6日

様式3

令和2年度 札幌市立平岡南小学校 会計監査報告
令和2年度 会計監査結果を次の通り報告します。

- 1 監査実施日 令和3年 4月6日
- 2 監査対象 令和2年度分(3月31日まで)
OPTA会費(一般会計)
OPTA会費(特別会計)
OPTA共済会費
- 3 監査対象書類 2に係わる金銭出納簿、預金通帳、
その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、
適正に執行されていた。

令和3年 4月6日

会計監査

厂原 恵 

会計監査

佐竹 明奈 

様式3

令和2年度 札幌市立平岡南小学校 会計監査報告
令和2年度 会計監査結果を次の通り報告します。

- 1 監査実施日 令和3年 4月6日
- 2 監査対象 令和2年度分(3月31日分まで)
- 給食費
 - 教材費
 - 用紙消耗品費
 - 事務費
 - 行事費
 - 保健費
- 3 監査対象書類 2に係わる金銭出納簿、預金通帳、
その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、
適正に執行されていた。

令和2年 4月6日

会計監査

厂原 亮 

会計監査

佐竹 明奈 

札幌市立平岡南小学校『父母と先生の会』会則案

第一章 総 則

- 第1条 名 称
この会は、「札幌市立平岡南小学校父母と先生の会」（札幌市立平岡南小学校PTA）と称し、事務局を同校内に置く。
- 第2条 目 的
この会は、児童の教育について会員相互の理解を深め、父母と先生の協力によって家庭・学校及び社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 方 針
この会は、次の方針に従って活動する。
1 この会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
2 この会は、児童の健全な成長を願う他の社会教育団体と協力して活動する。
3 この会は、他の教育団体と協力し、適正な教育予算の確保に努める。
- 第4条 活 動
この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1 会員相互の親和と教養の向上をはかり、教育に対する理解を深める。
2 家庭と学校並びに地域社会との緊密な連携によって児童の福祉を増進し、学習や生活の向上に努める。
3 教育の環境の整備につとめ、児童の心身の健康について向上をはかる。

第二章 組 織

- 第5条 会 員
この会は、本校に在籍する児童の父母もしくはこれに代わるもの、及び本校職員をもつて構成する。
- 第6条 役員・会計監査と委員
この会に次の役員・委員をおき、任期は1年（再任は妨げない）として次の任務を行う。
1 役 員
・会 長 1名（父母） 本会を代表し、会務を統括する。
・副会長 4名（父母3名・職員1名） 会長を補佐し、会長不在に時は代行する。
・事務局長 1名（職員1名） 会長の指示に従い会務を処理する。
・書 記 3名（父母2名・職員1名） 企画、会合の連絡、議事の記録にあたる。
・会 計 2名（父母1名・職員1名） 金銭の出納管理をする。
2 会計監査 2名（父母）
会計を監査し（中間監査・年度末監査）その結果を総会に報告する。また、必要に応じ各種会合に出席することができる。
3 委 員
・学級活動委員 各学級ごとに5名（学級代表1名・専門委員4名）とし、学年・学級並びに専門委員会の活動の計画及び運営にあたる。
・特別委員 この会の運営にあたり、必要と認めたときは、特別委員を置くことができる。特別委員の任務は、運営委員会において決定する。
- 第7条 役員・会計監査の兼任禁止
役員・会計監査は他の役員、並びに委員を兼ねることはできない。
- 第8条 役員・会計監査及び委員の補充
役員・会計監査に欠員のあるときは運営委員会の承認を得て補充することができる。また、委員に欠員のあるときは学級の会員の互選により補充することができる。任期は、前任者の

残任期間とする。

第9条 顧問

会長は、運営委員会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第10条 校長

校長は、顧問として各種会合に出席し、学校運営の責任者としての立場から意見を述べることができる。

第11条 各委員会・専門委員会

この会に、次の委員会・専門委員会を置く。

- 1 運営委員会 役員・学級代表委員・専門委員会正副委員長で構成する。
- 2 学年委員会 当該学年の学級活動委員及び学級担任で構成し、委員長1名、副委員長2名（父母1名・職員1名）を置く。
- 3 学級活動委員会 学級代表委員、各学級専門委員及び学級担任で構成する。
- 4 専門委員会 各学級専門委員及び担当職員が所属し、委員長1名、副委員長1名（父母1名・職員1名）を置く。
必要に応じて書記を置くことができる。
- 5 特別委員会 特別委員会の構成は、運営委員会で決定する。

第12条 役員・会計監査と委員の選出

役員・会計監査と委員の選出方法は、細則による。

第 三 章 会 議

第13条 会議

この会を運営するために次の会議を行う。

- 1 総会 2 役員会 3 運営委員会 4 学年・学級活動委員会
- 5 専門委員会 6 特別委員会

第14条 総会

定期総会は毎年4月に開く。臨時総会は必要に応じ運営委員会の議を経て開くほか、会員の三分の一以上の要求があるとき会長が召集する。

総会はこの会の最高決議機関で、次の事項を審議し、特別に定めるものを除き、出席者の過半数の同意によって決議する。

- 1 予算及び決算 2 会務の報告と活動計画 3 役員・会計監査の選出
- 4 会則の改正 5 その他重要事項

第15条 役員会

役員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集する。

- 1 活動の方針を作成し、その計画が円滑に行われるように努める。
- 2 区P連等の外部と連携をはかる。
- 3 会員のサークル活動の窓口になる。
- 4 その他必要事項の企画、立案、調整にあたる。

第16条 運営委員会

運営委員会は、総会の決議と会則にもとづき会長が召集して会務の運営にあたり次の事項を決議して行う。

- 1 各学年委員会と各専門委員会等の連絡調整
- 2 総会提出議案の審議
- 3 細則の決定と改正
- 4 特別委員会の設置
- 5 その他緊急を要する事項

第17条 専門委員会

専門委員会は会務を分担してこれを行う。

- 1 研修委員会
会員の教育に対する理解を深め、教養を高めるための研修活動、ならびに会員相互の親睦をはかる行事計画、実施にあたる。
- 2 広報委員会
広報、短信の編集発行、その他会の趣旨を徹底するための広報活動を行う。
- 3 企画委員会
子どもたちと会員とのふれあいを大切に、楽しく夢のある行事を考え、その企画にあたる。
- 4 環境委員会
地域との連携を大切に、子どもたちの生活環境をより良くするための活動を行う。

第 18 条 学年委員会

学年委員会は当該学年全般の問題を協議し、学年 P T A 活動の推進にあたる。

第 19 条 学級活動委員会

学級活動委員会は当該学級全般の問題を協議し、学級 P T A 活動の推進にあたる。

第 20 条 特別委員会

特別委員会は、運営委員会で決定した任務を遂行する。

第 四 章 会 計

第 21 条 会 費

この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあたる。会費の額は総会で決定する。

第 22 条 会 計

この会の会計は総会で議決された予算に基づいて行い、会計監査を経て総会に報告するものとする。

第 23 条 会計年度

この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 五 章 慶 弔 ・ 表 彰

第 24 条 慶弔・表彰

慶弔・表彰は細則により行う。

第 六 章 付 則

第 25 条 会則の改正

この会則は総会において出席者の三分の二以上の賛成を得て改正する。

第 26 条 細 則

この会の運営に必要な細則及び規定は、会則に反しない限りにおいて運営委員会で出席者の三分の二以上の賛成を得て定める。

第 27 条 施 行

この会則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

平成 2 年 4 月 2 1 日一部改正

平成 1 9 年 4 月 1 8 日一部改正

平成 5 年 4 月 1 7 日一部改正

平成 2 1 年 4 月 1 7 日一部改正

平成 6 年 4 月 1 6 日一部改正

平成 2 6 年 4 月 1 8 日一部改正

平成 1 1 年 4 月 1 7 日一部改正

平成 2 8 年 4 月 1 5 日一部改正

平成 1 5 年 3 月 6 日一部改正

平成 3 0 年 4 月 1 3 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 7 日一部改正

「札幌市立平岡南小学校父母と先生の会」運営細則（案）

第1条 役員・会計監査の選出

会則第12条により、役員・会計監査の選出は、ここに定める選考委員会が行う。

- 1 委員会は、総会で選ばれる役員・会計監査を対象として候補者を選考し、本人の同意を得て候補者名簿を総会に提出しなければならない。
- 2 委員会の構成は次の通りとする。
 - ・ 各 学 年 6名
 - ・ 各専門委員会 4名
 - ・ 職 員 代 表 2名
- 3 委員会は、委員の互選により正副委員長を置く。
- 4 選考委員会の経過については、非公開とする。

第2条 委員の選出

委員の選出は次の通りとする。

- 1 学級活動委員は各学級ごとに会員の互選により5名を選出し、その中から学級代表1名と専門委員4名を選出する。
- 2 学年正副委員長は各学級代表の互選による。
- 3 専門委員は各学級ごとに1名ずつ所属する。
- 4 専門委員会正副委員長は専門委員の互選によるが、副委員長1名は教職員とする。
- 5 特別委員は運営委員会決定事項により選出する。
- 6 特別委員会の委員長、副委員長、書記等は運営委員会決定事項により選出する。

第3条 慶弔・表彰

会則第24条による慶弔・表彰は次の通りとする。

- 1 会員及び児童が死亡した場合は、供花・弔電と香典を送る。
香典は、5000円とする。
- 2 本会に特に功労のあった個人・団体に対しては、運営委員会において協議し感謝の意を表す。
 - ・ 会長交代のとき
 - ・ 運営委員として3年以上勤務した役員または委員の退会の時
- 3 前項のほか必要と認める場合は、役員会において協議、決定し運営委員会に報告する。

第4条 会計の細則

会則第21条による会費について、予算の執行・決算は、次の通りとする。

- 1 一般会計と特別会計を設ける。
- 2 一般会計は、会費とその利息からの収入、特別会計はそれ以外の収入とする。
- 3 特別会計は、年内の収入を3等分し、学校設備品、学校図書購入、貯蓄（周年行事費）に分けるものとする。
- 4 一般会計の執行については、特別会計の貯蓄（周年事業費）からの借り入れにより、一時的に補填することができるものとする。

役員選考委員会について

札幌市立平岡南小学校 PTA

「父母と先生の会会則」第 6 条（役員・会計監査と委員）・第 12 条（役員・会計監査と委員の選出）及び「父母と先生の会運営細則」第 1 条（役員・会計監査の選出）の規定に従い、「役員選考委員会」を設立し、業務を行うものとする。

＜会則は 4 月 PTA 総会議案に掲載＞

1 運営内容

（1）選考の範囲 役員・会計監査のみ（教職員の部分は除く）

会 長	1 名	副会長	3 名		
書 記	2 名	会 計	1 名	会計監査	2 名

※ 役員の中で教職員については校長が指名する。

（2）選考委員会を組織する。

（3）選考委員会の構成

・各学年から	1 名	計 6 名	
・各専門委員会から	1 名	計 4 名	
・教職員から	2 名	計 2 名	合計 12 名

2 委員会設立の手順

- （1）選考委員会を設立することの報告と選考委員選出の依頼をする。
- （2）各学年・各専門委員会で、それぞれ 1 名選考委員を選出する。
- （3）10 月の運営委員会で選考委員を報告し、その後業務に入る。

3 選考委員会の業務

- （1）正副委員長を選出する。
- （2）任務は、設立から令和 3 年度 PTA 総会までとする。
- （3）役員候補を選び、本人の承諾を得て、PTA 総会で承認を得る。
- （4）全委員の会合、SNS 等で方向を確認しながら進め、個人行動や外部への情報提供は慎む。
(会合は秘密会とする。)
- （5）記録としては残さず破棄する。

PTA活動方針（案）

札幌市立平岡南小学校PTA事務局

◇ねらい

子どもの健全な成長を願い、保護者と教師が手を取り合い、一人でも多くの参加のもとに、自らの向上発展のために努める。

◇重点

- 会員各自がよくわかる運営を心がけ、PTA活動と教育活動との融合を探り、充実を図る。
 - ①学級活動を基盤とする諸活動のあり方を探り、充実努める。
 - ②会員のふれあいの輪が広がる運営に努める。
 - ③地域ぐるみで子どもの健全育成に努める。
- 会員一人一人が具体的活動に関わりをもち、協力体制をつくることによって、PTA活動の活性化を図る。
 - ② PTA全会員が具体的活動に関わりをもつことによって活動の活性化を図る。
 - ②一般会員全員が、委員会・専門委員会の係となり協力体制を作る。
 - ③清田区PTA連合会（区P連）の事業推進のため、積極的に参加し協力体制づくりに努める。
- 会員一人一人が子どもの安全に責任をもち、地域と連携して安心安全な環境づくりを推進する。
 - ①子どもが安心して通学できる環境づくりを図る。
 - ②緊急時の連絡体制づくりに努める。

PTA活動の活性化を図る具体的運営

1. 一般会員（役員・会計監査・学級活動委員以外の会員）の委員会・専門委員会への協力
一般会員は、ベルマーク係、交通安全係、そよ風フェスティバル係、プール開放係のいずれかの係になることによって協力体制をつくる。また、会員一人一人が具体的な諸活動に関わりをもつことによってPTA活動の活性化を図る。

係の具体的活動

- ① **ベルマーク係**
事務局が主体となって活動しているベルマークの整理・集計作業などに携わる。
 - ② **交通安全係**
環境委員会が企画する児童登校時の見守り活動、合同パトロールなど交通安全に関する活動に協力する。
 - ③ **そよ風フェスティバル係**
そよ風フェスティバルに係る事前や当日の活動に協力する。
 - ④ **プール開放係**
プール開放監視員の業務に携わる。
2. 学年・学級のPTA活動（学年レク、茶話会など）
学級代表委員を中心に、企画委員、研修委員、広報委員、環境委員が協力してこれにあたる。
 3. PTA組織の見直し
活動年度中に見直し案が出た場合、事務局、各専門委員会（各学級から選出される委員）の活動内容の見直しを行い、次年度のPTA総会で新組織を提案する。
理由として、次の点があげられる。
 - ・少子化に伴い児童数・家庭数が減少している。
 - ・予算削減の必要がある。
 - ・役員選出が困難になっている。（過去5年間の児童数・家庭数の推移）

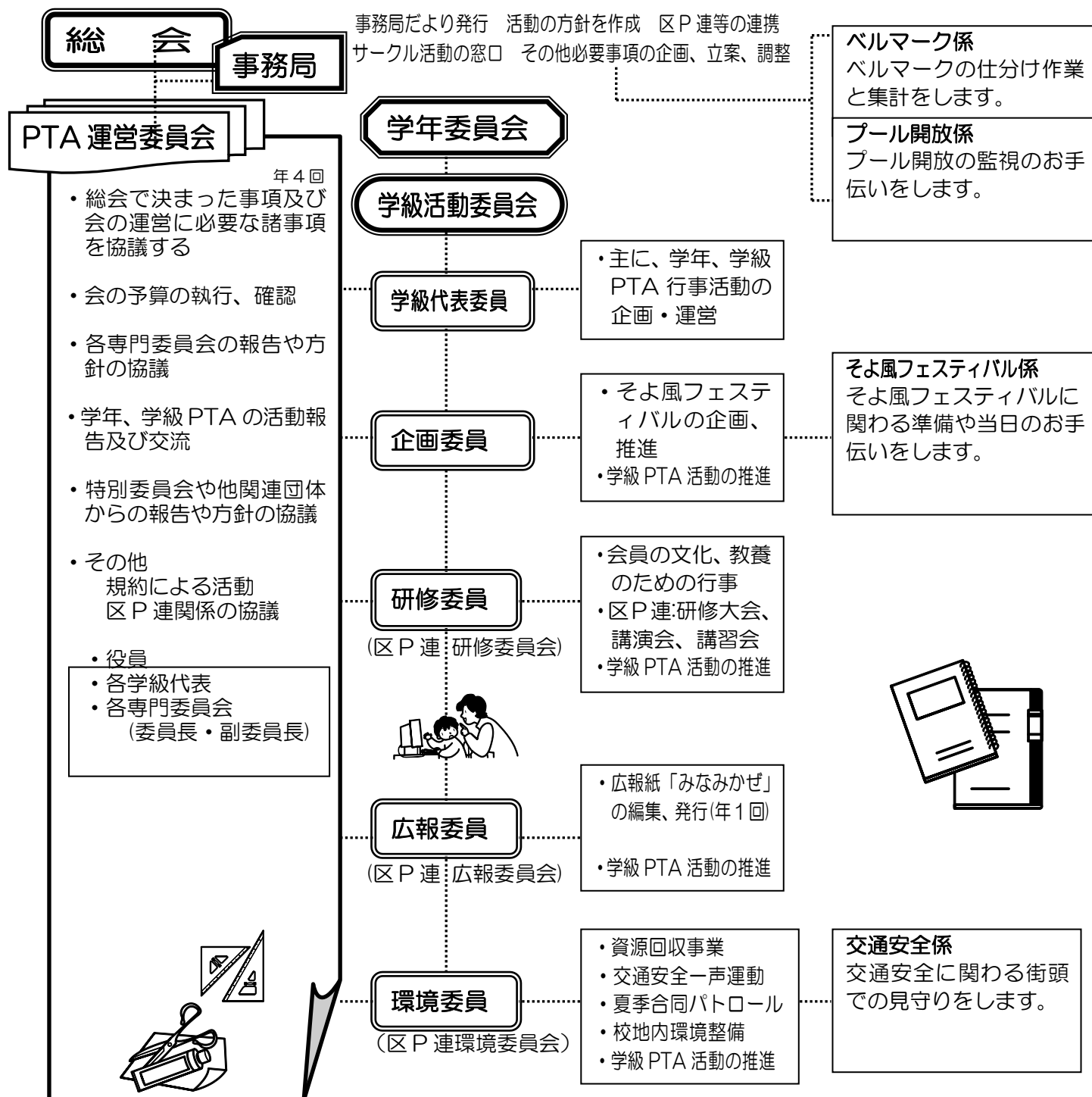
	H28	H29	H30	R1	R2	R3 推定
児童数（人）	674	641	641	640	608	580
家庭数（家庭）	522	494	505	496	464	440
学級数（学級）	22	21	20	20	19	19

平岡南小のPTA

PTAの目的

児童の教育について、会員相互の理解を深め、父母と先生の協力によって家庭・学校および社会における児童の健全な成長を図る。〈会則第一章第2条より〉

『ひと声かけよう あの子に わが子に』



令和3年度PTA会費一般会計(案)						
1. 収入の部						
目	節	2年度予算額	2年度執行報告	3年度予算	予算比較	備 考
繰越金	繰 越 金	0	0	0	0	(余剰分は特別会計へ)
会費収入	会 費 収 入	1,116,000	1,114,200	1,068,000	-48,000	2,400×家庭数445
	教 職 員	74,400	74,400	74,400	0	2,400×職員数31
雑収入	雑 収 入	400,000	400,005	400,000	0	特別会計より400,000円借り入れ
合 計		1,590,400	1,588,605	1,542,400	-48,000	
2. 支出の部						
項 目	節	2年度予算額	2年度執行報告	3年度予算		備 考
運 費	1 総 会 費	8,000	7,911	5,000	-3,000	議案作成作業経費
	2 全体会議費	15,000	9,821	10,000	-5,000	諸会議費 監査関係
	3 運営委員会費	30,000	14,736	20,000	-10,000	会議運営費
	4 専門委員会費	75,000	0	25,000	-50,000	5,000×5委員会
	5 選考委員会費	5,000	9,000	9,000	4,000	選考委員会経費
	小 計	133,000	41,468	69,000	-64,000	
営 費	6 消 耗 品 費	40,000	57,343	40,000	0	ファイル等の消耗品
	7 印 刷 費	90,000	13,458	60,000	-30,000	印刷物経費
	8 渉外接待費	80,000	0	50,000	-30,000	区P会長部会・副会長部会参加費
	9 通 信 費	5,000	25,831	70,000	65,000	ベルマーク送料、ネット接続料金
	10 広報印刷費	150,000	0	130,000	-20,000	広報紙印刷代
	11 借 損 費	10,000	0	30,000	20,000	修理費他
活 動 費	12 備 品 費	30,000	125,445	50,000	20,000	ネームホルダー・台紙等
	小 計	405,000	222,077	430,000	25,000	
合 計		538,000	263,545	499,000	39,000	
活 動 費	13 事 務 局 費	10,000	0	10,000	0	備品
	14 研 修 費	40,000	0	40,000	0	道P(日P)研修費と旅費等
	15 旅 費	50,000	0	50,000	0	交通費
	16 研修活動費	25,000	0	25,000	0	講演会、講習会
	17 環境活動費	35,000	0	50,000	15,000	花壇整備
	18 広報活動費	3,000	0	3,000	0	用紙費
	19 企画活動費	25,000	0	25,000	0	そよ風フェス関係費
	20 学級活動費	53,000	0	53,000	0	3,000×17 2,000×1
	21 同好会補助費	5,000	0	5,000	0	サークル補助
	合 計	246,000	0	261,000	15,000	
慶 弔	22 奨 励 費	150,000	142,810	200,000	50,000	卒業生、新入生記念品、スキーボランティア交通費、表彰
	23 慶 弔 費	25,000	0	25,000	0	香典他
合 計		175,000	142,810	225,000	-50,000	
そ の 他	24 分 担 費	143,840	143,260	138,040	-5,800	区P連負担金 290×476
	25 予 備 費	87,560	638,990	19,360	-68,200	特別会計へ移動
	26 雑 費	400,000	400,000	400,000	0	特別会計(周年事業の貯蓄)への戻し分
合 計		631,400	1,182,250	557,400	74,000	
総 計		1,590,400	1,588,605	1,542,400		

令和3年度 PTA 特別会計の使途について

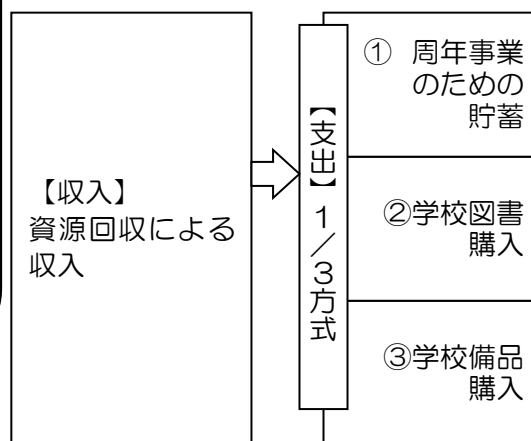
平岡南小学校 PTA 事務局

★特別会計の使途方法

【特別会計の1／3方式の図】

【 3分の1方式 】

- ① 前年度収入の1/3は、周年事業のための貯蓄
 - ② 前年度収入の1/3は、学校図書の充実のため図書を購入
 - ③ 前年度収入の1/3は、保護者・教職員の意向による教育設備の充実や備品等の購入
- ※但し、記念行事等のある場合は、別途、運営委員会で検討する。また、周年行事では、前年度までの特別会計(周年事業の貯蓄)を使用する。
- ※上記①～③でいう「前年度収入」とは繰越金を除いた収入。



<提案・確認事項>

特別会計の中で、保護者・教職員の意向による教育備品費(③)については、消耗品のボール(補充分)と集団跳び縄(補充分)等、児童が使用する備品を購入する。

また、教室用ティッシュペーパーを購入する。

一般会計では、収入額と同額を支出し、残金を0としている。

なお、年度始めにかかるPTA活動のための費用は、年度始めに特別会計より必要額を借入れ、年度末に同額を返済するものとする。

2021年度 札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員（保護者・教職員等）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。 ※このご案内は1年間大切に保管してください。

●学校管理下外とは



※上記太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。

※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例

（家庭生活でのけが）

- ・階段から転落して
- ・家具にぶつかって
- ・風呂場で転倒して
- ・お手伝い中手を切って

（スポーツでのけが）

- ・スポーツ少年団の活動で
- ・夏休み中のプールで
- ・スキー・スケートで



（地域生活でのけが）

- ・自転車で転倒して
- ・公園でブランコから落ちて
- ・犬にかまれて
- ・交通事故で

（外出先等でのけが）

- ・キャンプ中やけどをして
- ・海に行き転んで
- ・友人の家で衝突して



●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（注）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

（注）名称の如何を問いません。

PTA行事での事故事例

（行事参加中のけが）

- ・スポーツ大会でアキレス腱を切って
- ・定期総会会場で階段を踏み外して
- ・PTA バザー準備中にやけどをして
- ・資源回収中に交通事故で
- ・学童の弟妹（未就学児）がPTA会員と一緒に、PTA行事参加中に骨折をして



※PTA行事参加への往復途中も対象となります。

※PTA活動中に起因した賠償事故に対しては、PTA管理者賠償責任保険を契約しています。

共 済 期 間 2021年6月1日より翌年5月31日までの1年間

共済掛金払込 単位PTA毎に、指定する金融機関に振り込むものとします。(一時払い)

※各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

補償対象者(被共済者)

学校管理下外を補償する共済：学童(園児・児童・生徒)

(日数条件：けがの発生日から起算して3日目以降においても病院等でその治療を行った場合に限り、共済金を支払います)

PTA活動中を補償する共済：PTA会員若しくはPTA会員と同居の親族とPTA活動に

(日数条件：なし)

参加中の学童、又は、補償対象になることを事前に認められたPTA活動指導者および支援者(注)

(注)特別加入者として名簿を提出し、共済掛金を支払った者をいう。

事 故 報 告

けがをしたら、事故報告書の提出が必要です。速やかに学校(PTA事務局)に事故の報告をしてください。学校(PTA事務局)から事故報告書用紙を受け取り、必要事項をきれなく記入し、学校(PTA事務局)に提出してください。(事故日からその日を含めて30日以内に報告が無い場合は、共済金のお支払ができないことがありますので、ご注意ください)

※治療を受けたときは、傷病名・入院日・固定具名及び使用期間等を記録しておくこと請求時に役立ちます。

共済金の請求

学校(PTA事務局)から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入し領収書のコピー又は診療明細書のコピーを添えて、学校(PTA事務局)へ提出してください。なお、共済金が5万円以上の場合、入院を伴う手術を行った場合(注1)、PTA活動中に規定に定められた食中毒を発症の場合(注2)は診断書等(PTA共済会の診断書用紙に沿っていれば、他の保険等に提出したコピー可)が必要です。

※領収書又は診療明細書のコピーはいずれも患者名の入ったもの。

※共済金請求は、治癒した時、又は事故発生日からその日を含めて180日を経過した時の、いずれか早い時。

※小学生のように医療費がかからない場合は、診療明細書のコピーを提出してください。

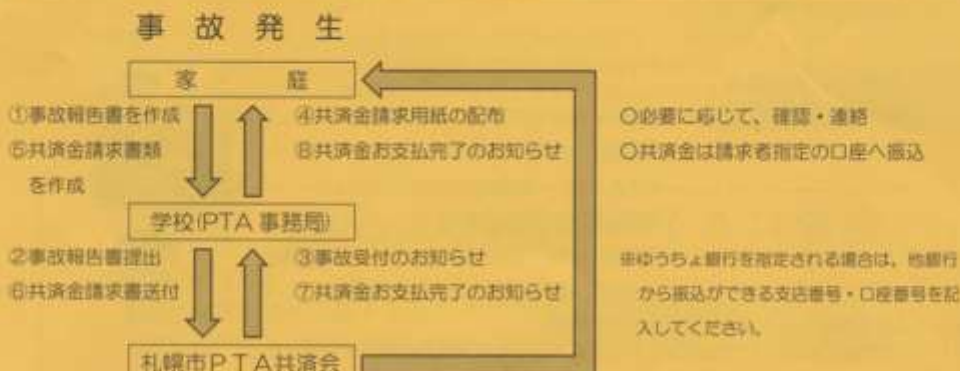
注1)入院して手術を行った場合は、入院日・手術名が記載された診断書が必要(入院計画書等不可)です。

注2)感染症による食中毒の場合は、医療機関発行の発症原因がわかる証明書も可能です。

時 効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は共済約款をご覧ください。※約款は学校(PTA事務局)にあります。また共済会ホームページに載せてあります。

●事故発生から共済金が支払われるまで



共済金額および共済掛金

学校管理下外を補償(学童)

補償項目	共済金額(日額)
死亡・後遺障害	100万円
入院(1日あたり)	1,000円
通院(1日あたり)	500円

PTA活動中を補償(PTA会員等)

補償項目	共済金額(日額)
死亡・後遺障害	500万円
入院(1日あたり)	4,000円
通院(1日あたり)	2,500円

※共済金の支払限度額：1事故に対する共済給付金総額の上限を3,000万円とする。

共済掛金(年額)
1名あたり
460円

共済掛金(年額)
1世帯あたり
140円

加入者別共済金額(上記の2契約をした場合)

給付内容		園児・児童・生徒		保護者・教員・その他	
死	亡	PTA活動中	500万円	PTA活動中	500万円
		学校管理下外	100万円		
後	遺 障 害	PTA活動中	25～500万円	PTA活動中	25～500万円
		学校管理下外	5～100万円		
入	院	PTA活動中	4,000円	PTA活動中	4,000円
		学校管理下外	1,000円		
手	術	PTA活動中	5万円	PTA活動中	5万円
		学校管理下外	2万円		
通	院	PTA活動中	2,500円	PTA活動中	2,500円
		学校管理下外	500円		
備 考	日 数 条 件	PTA活動中は、な し		な し	
		入院・通院については、事故の発生の日 から起算して3日目以降も共済金をお支 払する状態にある場合に限り、共済金を 支払います。			
	限 度 日 数	入院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの入院日数、通院は事故の 発生の日からその日を含めて180日までの通院日数のうち、90日が限度。整骨 院への実通院日数は30日が限度。			
	固 定 員	固定員装着期間は実通院扱いで算定されます。（装具類は対象外） なお、固定員の種類により給付限度期間があります。ギプス・ギプス包帯等患者側 による取り外しが不可能なものは全期間、シーネ等患者側による取り外しが可能 なものは、30日間（ただし、手指・足指の場合は14日間）			
他の保険との関係		他の共済等に関係なく支払います。			
学校管理下の解釈		登・下校中を含め、一般的に監督責任が学校にある場合を「学校の管理下」という。 ※登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、 放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。			

「共済金手続き」のためのQ&A

Q. 交通事故で入院・通院しましたが、治療費は相手側から全額払ってもらいました。このような場合でも共済金請求ができますか。

A. 日数の条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から診断書等のコピーをもらい請求書兼治療申告書提出時に添付してください。

Q. スポーツ少年団で傷害保険に入っています。少年団活動中にけがをしたとき、共済金請求ができるでしょうか。

A. 他の保険の支払いとは関係なく、日数の条件を満たせば支払の対象となります。

Q. 休日に子どもがスケートボードで転倒しけがをしたのですが、どうすればいいですか。

A. まずは学校に事故の報告をしてください。また、領収書又は診療明細書のコピーは必ずとおきましょう。請求書兼治療申告書提出時に添付が必要です。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。

※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

共済金をお支払する場合、共済金をお支払できない場合（主なもの）

共済金の種類	共済金をお支払する場合	お支払する共済金の額	共済金をお支払できない主な場合
死亡共済金	事故によるけがのため、被共済者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害金額の全額 ※共済期間中に、すでにお支払した後遺障害共済金がある場合、死亡・後遺障害共済金からその額を差し引いてお支払いいたします	1 次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。 ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失 ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・被共済者が自動車、原動機付自転車に無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故 ・被共済者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被共済者の妊娠、出産、墮産または流産 ・地震もしくは火災またはこれらによる津波
後遺障害共済金	事故によるけがのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被共済者に約款所定の後遺障害 ^① が発生した場合 ^① 身体に著された症状が将来においても回復できない程度の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます（医学的診断所見のあるもの）	死亡・後遺障害共済金額 × 約款所定の共済金支払い割合（5%～100%） ※後遺障害共済金の額は、共済期間を通じて、合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事案、暴動 ・核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故または放射能汚染によるけが ・被共済者が山岳登山（ビッグル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含む）、跳傘以外の航空機乗組、スカイダイビング、ハングライダー・滑空等の危険な運動を行っている際の事故など 2 次の場合についても共済金をお支払できません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的診断所見のないもの ^②
入院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院（入院に準じた状態 ^③ を含みます）された場合	入院共済日額 × 入院日数 ※事故発生日から、その日を含めて180日以内の入院が対象となります。 ^③ （入院に準じた状態）とは両眼の矯正視力が0.06以下となった場合または両耳の聴力を失った場合等で医師の治療を受けたことをいいます。	・被共済者が山岳登山（ビッグル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含む）、跳傘以外の航空機乗組、スカイダイビング、ハングライダー・滑空等の危険な運動を行っている際の事故など 2 次の場合についても共済金をお支払できません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的診断所見のないもの ^②
手術共済金	入院共済金をお支払する場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき	学校管理下外・・・2万円 P.T.A活動中・・・5万円 ※1 事故につき1回の手術に限り、手術費は2万円を限度とします。	・被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、造影・病理検査等によりその損傷を客観的に証明することができないものをいいます。 ^② 被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、造影・病理検査等によりその損傷を客観的に証明することができないものをいいます。
通院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合	通院共済日額 × 通院日数 ※1 事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。整形外科への通院は30日が限度です。 ※2 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にけがが治ったとき以降の通院は対象になりません。	・被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、造影・病理検査等によりその損傷を客観的に証明することができないものをいいます。

（注1）上記障害で、偶然性、急激性、外来性の三原則に適合し^④、医師等の治療を受けたときを補償の対象とします。このため、同じ動作の繰返して起きるスポーツ障害の野球肘（肘）・テニス肘（肘）・疲労骨折・腱鞘炎・タナ障害・筋肉痛等や、成長痛のオスグット病・シーバー病・その他熱中症・低体温やけなどは補償の対象になりません。

^④ 事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの

（注2）中毒症状のうち、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収、摂取した場合に急激に生ずるもの、あるいは、P.T.A行事参加中に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒（共済約款に規定するもの）を発病した場合を補償の対象とします。なお、有毒ガス・有毒物質を継続的に吸入、吸収、摂取した結果生じる中毒症状、P.T.A行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

事務局 一般社団法人札幌市P.T.A共済会

〒063-0051

札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 札幌市生涯学習総合センター3F

TEL (011) 671-2372 FAX (011) 671-2374

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。

診察受付・会計

お願いされていたヒデオくんの医療等の状況の証明ができました。

ありがとうございます。

翌朝…

ヒデオ、きのう病院からもらったから、先生にわたしておいてね。

ハロー

先生、お母さんがこれをわたすようにって！

「医療等の状況」だね。

「医療等の状況」を…

センターから

給付金が支払われます！

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。

学校の設置者
(教育委員会、学校法人など)

学校に提出してください

*健康保険が適用される受診が対象です。

*受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみならず、特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

学校の管理下って？

1

授業中（保育中を含む）

教科書、書道、修学旅行、大掃除など



2

学校の教育計画に基づく課外指導中

部活動、林間学校、修学旅行など



3

休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

始業前、放課後、登校後、退校後



4

通常の経路及び方法による通学（園）中

登校（登園）中、下校（降園）中



5

その他
毎朝あるとき

こんなときに給付金をお支払いします



障害

負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）

死亡

学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

JAPAN SPORT
COUNCIL
日本スポーツ振興センター

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



令和3年度

平岡南小学校「父母と先生の会」役員選考結果

(敬称略)

役員

顧問	千葉 一博	学 校 長	再任	
会 長	菊池 秀樹	P 保護者	再任	6 年
副会長	登坂 真奈美	P 保護者	再任	4・2・1 年
副会長	對馬 弘美	P 保護者	再任	2 年
副会長	阿部 剛久	T 学 校	再任	
事務局長	奥寺 秀則	T 学 校	再任	
書 記	平沼 由香里	P 保護者	再任	6・5 年
書 記	松島 啓子	T 学 校	新任	
会 計	奥寺 秀則	T 学 校	再任	
会計監査	佐竹 明奈	P 保護者	再任	5 年
会計監査	厂原 恵	P 保護者	再任	6 年

※本年度の活動内容から年度当初はこのメンバーで開始する。